

令和4年10月12日

中小企業団体経営基盤緊急強化支援事業費補助金における
事前着手申請制度対応要領

島根県中小企業団体中央会

中小企業団体経営基盤緊急強化支援事業費補助金交付要領第6条第3項をもとに応募される方は、本補助金の申請とは別に、事前着手のための申請を、以下のとおり申請をしてください。

■事前着手申請制度とは

補助事業の着手（購入契約の締結（発注）等）は、補助金の交付決定後に行うことを原則としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則として補助金の交付対象とはなりません。

ただし、本補助事業においては、早期の事業着手・事業期間確保の観点より、事業実施に必要な経費について、補助金の交付決定前であっても、当会から事前着手の承認を受けた場合は、令和4年9月8日以降に購入契約の締結（発注）等を行った事業に要する経費を補助対象経費とすることができます。

※交付決定以降に補助事業を開始される事業者の方については、本申請は不要です。

※交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。

※令和4年9月7日以前に行われた購入契約の締結（発注）等については、補助対象経費として認められません。

※事前着手の承認を受けた場合であっても、交付申請手続きは必要となります。

また、事前着手承認後に発注等を行った経費であっても、交付申請時に当会にて申請経費の内容等を精査した結果、補助対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■申請期間

令和4年10月12日（水）から交付決定日まで

■申請様式

当会 Web サイトよりダウンロードしてください。

(URL) https://www.crosstalk.or.jp/dantai_keieikiban.html

■申請方法および申請先

申請方法：申請様式に必要な事項を記入の上、ご提出ください。

申請書提出先：島根県中小企業団体中央会 連携支援課

e-mail：webmaster@crosstalk.or.jp

■承認結果の通知

事前着手の承認の可否を決定後、結果を通知します。

※結果の通知には時間を要する場合があります。